

国民スポーツ大会等派遣費補助金取扱要項

国民スポーツ大会及び国民スポーツ大会関東ブロック大会（ブロック決定戦・予選会を含む。）における派遣費補助金の取扱いについては、各種競技会等開催費・派遣費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 選手・監督等

(1) 補助事業の対象者

ア 選手は、各大会における実施要項（競技別に定められたものを含む。以下同じ。）に定められた選手数を上限とし、国民スポーツ大会関東ブロック大会については、上限の範囲内で予備登録選手を含むこととする。

ただし、本大会において新型コロナウイルス感染症の影響で予備登録選手が出場した場合は該当の予備登録選手も補助の対象とする。

イ 監督等には、自転車競技のメカニシャン、馬術競技のホースマネージャー及びライフル射撃競技の年少射撃監督者を含むものとする。

また、本大会において新型コロナウイルス感染症の影響で監督等が交代した場合は該当の監督等も補助の対象とする。

ウ 本部役員とは、埼玉県知事又は公益財団法人埼玉県スポーツ協会会長が埼玉県選手団本部役員又は総務員を委嘱した者とする。

(2) 補助事業の実施対象期間

監督会議の属する月の前月 1 日から各競技期間終了日の属する月の末日までとする。ただし、合理的理由のある場合は、期間を延長することができる。

(3) 補助事業の対象経費

ア 交通費

選手・監督等の居住地から大会会場までの往復に要する交通費、現地滞在中の大会に関する路程に要する交通費を対象経費とする。県外に居住している場合も同様とする。

合宿地から直接大会会場へ向かう場合は、居住地から合宿地を經由し、大会会場までの往路の交通費を対象経費とすることができる。また、別の大会から大会会場へ向かう場合は、別の大会から大会会場までの往路の交通費を対象経費とすることができる。

交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により要する費用を対象経費とする。

(ア) 鉄道賃、航空賃及び船賃

現によった経路及び方法による旅客運賃等を対象経費とする。

(イ) 車賃（バス）

路線バス、高速バス等を利用した場合は、その実費額を対象経費とする。

(ロ) 車賃（借上車）

タクシー、レンタカー、観光バス等を借り上げて利用する場合は、借り上げに要した費用を対象経費とすることができる。

現に要した燃料費を対象経費とする。有料道路を通過し、又は有料駐車場等を利用するため、料金を支払う必要がある場合には、現に要する料金を対象経費に含めることができる。

(エ) 車賃（自家用自動車）

自家用自動車又は無料で提供された借上車を利用した場合は、現に要した燃料費を対象経費とする。

有料道路を通過し、又は有料駐車場等を利用するため、料金を支払う必要がある場合には、現に要する料金を対象経費に含めることができる。

イ 宿泊費

宿泊施設は、原則として、大会実行委員会配宿本部により配宿を受けることとし、現に要する宿泊料金（入湯税及び宿泊税を含む。）を対象経費とする。

競技日程等の都合により宿泊を取り消す場合は、大会宿泊要項等に規定された宿泊取消料を対象経費に含めることができる。

やむを得ない事情により大会実行委員会配宿本部による配宿を受けられない場合及び、大会宿泊要項等に規定された欠食控除の適用を受けた場合には、職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）第20条及び第39条の例により、定められた額を対象経費とする。

ウ ユニフォーム代

実施要項等に定められた選手等の正規登録人員及び埼玉県本部役員のうち、過去2年間ユニフォームの購入について補助を受けていない者に対し、その購入代金を対象経費とする。ただし、ユニフォームのデザインが改修された際、過去2年間のうちに旧デザインのユニフォームの補助を受けていた場合においても対象経費とすることができる。

エ 運搬費

次に掲げる競技に限り、馬匹及び競技用具の運搬のために料金を支払う必要がある場合には、現に要する料金を補助対象経費とする。

(ア) 国民スポーツ大会関東ブロック大会

- a 馬術競技
- b カヌー競技

(イ) 国民スポーツ大会本大会

- a 自転車競技

- b 馬術競技
- c カヌー競技
- d 陸上競技
- e セーリング競技
- f トライアスロン競技
- g ボート競技

オ 現地本部経費

現地本部を設置するにあたり真に必要な経費を補助する。

(ア) 消耗品費

現地本部で必要となる消耗品を対象経費とする。

(イ) 使用料及び賃借料

現地本部で必要となる PC 等のレンタル料や会場借上料を対象経費とする。

(ウ) 報償費

埼玉県選手団帯同ドクターの謝金を対象経費とする。

カ 新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR 法等、以下「PCR 検査」）及び抗原定性（定量）検査（以下、「抗原検査」という。）費用

主催者等が大会参加条件として、PCR 検査、抗原検査を義務付けた場合、検査費用及び検査キットの送料を対象経費とする。

(4) 補助金額

ア 交通費

浦和駅から大会会場の所在する市町村役場まで、各種割引制度を適用の上、公共交通機関を利用して往復した場合の旅客運賃等を基準額とし、補助事業の対象経費の合計と比べ低い額を交付決定額の範囲内で補助する。競技会場が複数にわたる場合は、浦和駅から最も遠方の大会会場の所在する市町村役場までとする。ただし、本部役員（競技団体関係者は除く）については、補助対象経費の合計を基準額とする。

旅客運賃等の計算については、職員の旅費に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 20 号）の例による。ただし、航空賃及び船賃は、大会ごとに定めることとし、日当及び旅行雑費は含めないものとする。

なお、都合により取消料が生じた場合には、交付決定額の範囲内で取消料を補助事業の対象経費に含めることができる。

交通費補助の対象期間は、監督会議の日から各競技実施最終日までとする。ただし、次の掲げる場合はその限りでない。

(ア) 器具点検・計測、公式練習等（以下「公式練習等」という。）が行われる場合は、その日からとする。ただし、実施要項等に記載されている場合に限る。

- (イ) 競技日程、交通事情等により、監督会議又は公式練習等の前日に出発しなければならない場合は、監督会議又は公式練習等の前日からとする。
- (ウ) 合宿地から直接大会会場へ向かう場合は、居住地を出発した日からとする。
- (エ) 別の大会から直接大会会場へ向かう場合は、別の大会地を出発した日からとする。
- (オ) 総合閉会式に出席する必要がある場合は、その日までとする。
- (カ) 競技・種目別表彰式に出席する必要がある場合は、その日までとする。
- (キ) 各競技開催期間の途中で当該競技が終了した場合は、競技終了日の翌日までとする。
- (ク) 上記に定めるもののほか、合理的理由のある場合は、期間を延長することができる。

イ 宿泊費

補助事業の対象者1夜当たりの宿泊料金に宿泊補助対象期間の日数を乗じた額を補助する。競技日程等の都合により宿泊を取り消した場合は、大会宿泊要項等に規定された宿泊取消料を宿泊料金に代えることができる。

1夜当たりの宿泊料金は、大会宿泊要項等の規定に基づき、大会実行委員会配宿本部により配宿を受けた施設に応じた1泊2食分の宿泊料金（入湯税及び宿泊税を含む。）を基準額とし、補助事業の対象経費の合計と比べ低い額を補助する。

なお、大会実行委員会による配宿がない場合及び欠食が生じた場合には、職員の旅費に関する条例第20条及び第39条の例により、定額を補助する。

宿泊補助の対象期間は、監督会議の日から各競技実施最終日の前日（本部役員にあっては総合閉会式の前日）までとする。ただし、次に掲げる場合はその限りでない。

- (ア) 公式練習等が行われる場合は、その日からとする。ただし、実施要項等に記載されている場合に限る。
- (イ) 競技日程、交通事情等により、監督会議又は公式練習等の前日に出発しなければならない場合は、監督会議又は公式練習等の前日からとする。
- (ウ) 総合閉会式に出席する必要がある場合は、その前日までとする。
- (エ) 競技・種目別表彰式に出席する必要がある場合は、その前日までとする。
- (オ) 各競技開催期間の途中で当該競技が終了した場合は、競技終了日までを対象期間とする。
- (カ) 上記に定めるもののほか、真にやむを得ない理由のある場合は、期間を延長することができる。

ウ ユニフォーム代

選手、監督等及び埼玉県本部役員のうち、過去2年間ユニフォームについて補助を受けていない者に対し、5,000円を超えない範囲で、購入代金の2分の1を補助す

る。

ただし、ユニフォームのデザインが改修された際、過去2年間のうちに旧デザインのユニフォームの補助を受けていた場合においても、5,000円を超えない範囲で購入代金の2分の1を補助する。

エ 運搬費

競技ごとに定める補助上限額を超えない範囲で、器具運搬経費の2分の1を補助する。

国民スポーツ大会関東ブロック大会

競技名	馬術	カー
補助上限額	350,000円	200,000円

国民スポーツ大会本大会

競技名	自転車 トライアスロン	馬術	カー	陸上	セーリング*	ボート
補助 上限額	110,000 円	350,000 円	200,000 円	10,000 円	350,000 円	100,000 円

オ 現地本部経費

科目ごとに定める補助上限額を超えない範囲で、現地本部を設置するにあたり真に必要な経費を補助する。

科目	消耗品費	使用料及び賃借料	報償費
補助上限 額	35,000円	100,000円	20,000円/日

カ PCR検査・抗原検査費用

補助上限額を超えない範囲で、PCR検査及び抗原検査を実施するにあたり真に必要な経費を補助する。

科目	PCR検査費用
補助上限 額	県が指定する検査機関の検査費用及び検査キットの送料（県が指定する検査機関以外で検査をする場合、それと同等の

	額)。 ※県が検査機関を指定していない場合、スポーツ協会または、埼玉県が示す基準額
--	--

(5) 添付書類

要綱第3条第3項及び第7条第2項に規定する書類は、様式第2号（補助金交付金額計算書）のほか、次に掲げる書類とする。

領収書については、正当な理由がある場合に限り、その写しの提出をもってこれに代えることができる。

ア 交通費

利用交通手段	交付申請	実績報告
鉄道賃 車賃（バス）	・様式第3号（交通費計画内訳書（公共交通機関））	・様式第4号（交通費精算報告書（公共交通機関）） ・領収書又は使用済み切符（利用区間、利用者及び単価を明記すること。使用済み切符は金額を確認できるものに限る。） （ただし、有効期間が1日間の切符を利用した場合の運賃については、様式第4号（交通費精算報告書（公共交通機関））による報告をもってこれに代えることができる。）
航空賃 船賃	・様式第3号（交通費計画内訳書（公共交通機関））	・様式第4号（交通費精算報告書（公共交通機関）） ・領収書又は使用済み切符（利用区間、利用者及び単価を明記すること。使用済み切符は金額を確認できるものに限る。）
車賃（借上車） 車賃（自家用自動車）	・様式第5号（交通費計画内訳書（車等利用））	・様式第6号（交通費精算報告書（車等利用）） ・領収書

イ 宿泊費

宿泊施設又は大会実行委員会の発行する領収書。大会宿泊要項等に規定された欠食控除の適用を受け、朝・夕食を宿泊施設以外でとった場合には、欠食が生じた日及び人数が分かる明細書を添付すること。

ウ ユニフォーム代

購入申込書及び領収書。選手変更等により、ユニフォーム補助の交付決定を受けた者が補助対象でなくなった場合、又は新たにユニフォーム補助の対象となる者が生じた場合は、様式第7号（ユニフォーム補助対象者変更届）を提出すること。

エ 運搬費

領収書を添付すること。

オ 現地本部経費

科目	交付申請	実績報告
消耗品費	・様式第8号（現地本部経費計画内訳書）	・様式第9号（現地本部経費精算報告書） ・領収書 ・支払金額の内訳がわかるもの（請求内訳書など）
使用料及び賃借料	・様式第8号（現地本部経費計画内訳書）	・様式第9号（現地本部経費精算報告書） ・領収書 ・支払金額の内訳がわかるもの（請求内訳書など）
報償費	・様式第8号（現地本部経費計画内訳書）	・様式第9号（現地本部経費精算報告書） ・銀行振込伝票又は領収書 ・従事年月日、時間、内容などがわかるもの（従事時間確認簿など）

カ PCR 検査・抗原検査費用

領収書を添付すること。

2 支援スタッフ、医学サポートスタッフ及び予備登録選手

(1) 補助事業の対象者

ア 支援スタッフ

国民スポーツ大会本大会への出場に当たり、選手を支援するスタッフとして公益財団法人埼玉県スポーツ協会会長が推薦する者を対象者とすることができる。

イ 医学サポートスタッフ

国民スポーツ大会本大会への出場に当たり、ドーピング防止やスポーツ障害の予防など、選手医学的にサポートするスタッフとして公益財団法人埼玉県スポーツ協会会長が推薦する者を対象者とすることができる。

ウ 予備登録選手

新型コロナウイルス感染症の影響で本登録選手の代わりに予備登録選手が出場した場合、当該選手に加えて、予備登録選手も対象者とすることができる。

(2) 補助事業の実施期間

選手・監督等の例による。

(3) 補助事業の対象経費

ア 交通費

選手・監督等の例による。

イ 宿泊費

選手・監督等の例による。

ウ PCR 検査・抗原検査費用

選手・監督等の例による。

(4) 補助金額

選手・監督等の例による。

(5) 添付書類

ア 要綱第3条第3項及び第7条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(イ) 事業の内容を説明する書類は、補助対象者一覧表による。

(ロ) 経費の内訳を説明する書類は、次のとおりとする。

(i) 交通費

選手・監督等の例による。

(ii) 宿泊費

選手・監督等の例による。

(iii) PCR 検査・抗原検査費用

選手・監督等の例による

イ 予備登録選手について

本登録選手が新型コロナウイルス感染症に罹患した証明書（様式は問わない）

3 その他

この取扱要項に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めることとする。

附 則

この取扱要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和6年4月1日から施行する。